

萩市地域公共交通会議の設置目的及び 地域公共交通網形成計画について

平成30年度第1回萩市地域公共交通会議

平成30年4月16日

1. 交通会議の設置目的

- ・平成26年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地域公共交通網形成計画」の策定が可能になりました。
- ・計画策定に当っては、必要な協議を行うため、法で定められた関係者で構成される協議会を組織する必要があります。（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条2項）
- ・本市では、平成19年1月に道路運送法に基づく「萩市地域公共交通会議」を設置していることから、平成29年11月に設置要綱の改正を行い、交通会議に必要な関係者を加えることで、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会とします。今後の計画策定、事業実施に関しては、本会議の協議を踏まえながら、検討を進めることにします。

萩市地域公共交通会議（平成19年1月）

道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置

設置要綱改正に伴い、網形成計画の策定に必要な法定協議会の機能を追加

萩市地域公共交通会議（平成29年11月改正）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため、及び道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置

2. 交通会議の役割

- 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うための実行機関としての役割
- 行政・交通事業者・住民・関係機関等の方々が協働し、議論を深め、萩市の地域特性に応じた持続可能な公共交通ネットワークの道筋を示し、実行する役割

3. 地域公共交通網形成計画とは

■地域公共交通の「マスタープラン」

- ・地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。
- ・まちづくりと連携し、かつ全体的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する、具体的な事業について記載します。

～地域公共交通網形成計画の主な記載事項～

〔記載する事項〕

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

※資料:国土交通省

「人とまち、未来をつなぐネットワーク～地域公共交通活性化再生法の一部改正～」参照

4. 策定上の留意点

- まちづくり等の地域戦略との一体性の確保
- 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- 住民の協力を含む関係者の連携
- 広域性の確保
- 具体的で可能な限り数値化した目標

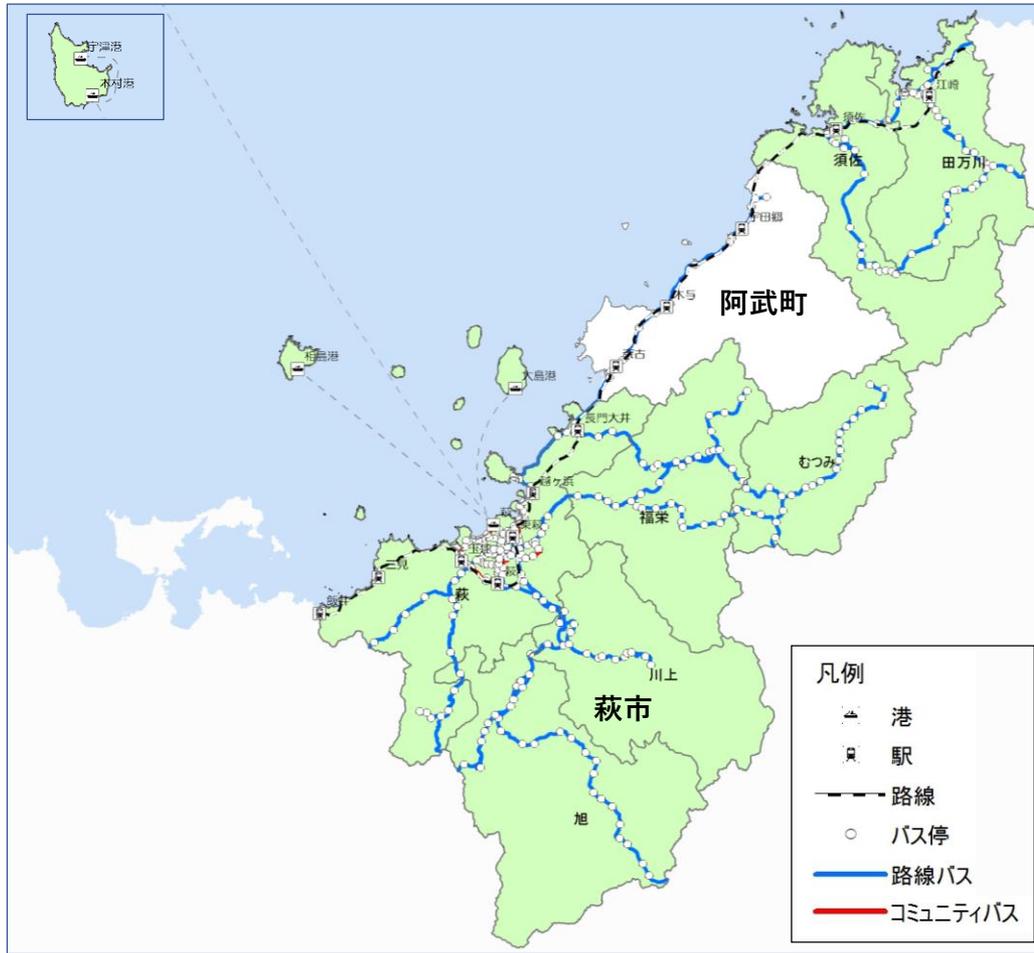
5. 計画を策定する意義

- 自治体の地域公共交通政策の「憲法」
- まちづくりとの連携強化
- 関係者間の連携強化
- 公共交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化
- 政策の継続性の確保

6. 計画範囲

・計画の区域

・萩市全域を対象とします。



7. 計画年度

平成32年度 ~ 平成36年度